

令和7年度大阪市社会福祉法人等 指導監査実施計画

1. 基本方針

平成28年度以降社会福祉法の改正等による関係法令・通知の改正が行われ、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明化の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務など社会福祉法人制度の改革が行われることとなり、社会福祉法人及び社会福祉法人が経営する社会福祉施設（以下、「法人等」という。）にあっては、福祉サービスの提供にあたり公益性と非営利性を備えた運営が求められることとされた。

このことから、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られるよう指導監査を実施する。

2. 指導監査実施根拠

福祉局が法人等に対する指導監査の実施根拠は次による。

| | | |
|---------------|--------------------|---------|
| (1) 社会福祉法人 | 社会福祉法（昭和26年法第45号） | 第56条第1項 |
| (2) 障がい者支援施設 | 社会福祉法（昭和26年法第45号） | 第70条 |
| (3) 軽費老人ホーム | 社会福祉法（昭和26年法第45号） | 第70条 |
| (4) 救護施設 | 生活保護法（昭和25年法第144号） | 第44条第1項 |
| (5) 更生施設 | 生活保護法（昭和25年法第144号） | 第44条第1項 |
| (6) 養護老人ホーム | 老人福祉法（昭和38年法第133号） | 第18条第2項 |
| (7) 特別養護老人ホーム | 老人福祉法（昭和38年法第133号） | 第18条第2項 |
| (8) 障がい児入所施設 | 児童福祉法（昭和22年法第164号） | 第46条第1項 |

3. 指導監査の内容

(1) 指導監査の実施方法・内容

指導監査は、別に定める「大阪市社会福祉法人等指導監査要綱」（以下「監査要綱」という。）に基づき実施する。

(2) 指導監査の重点事項（令和7年度）

【指導監査全般に関わる指導】

・社会福祉法人に対する指導監査は、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を

行うこととする。

指導に際しては、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、法人の自律的な運営を促すものとする。

・法人等の運営又は経営に問題があるもの、問題が生じる恐れがあるもの及び指導監査における改善指導に対する是正改善が見られないものに対して、早期の改善を図るため、効率的かつ重点的な指導を実施する。特に運営等に重大な問題や不祥事の発生が見られる場合には、特別監査等を実施することとする。

【法人運営に関わる指導】

・ 経営組織のガバナンスの強化について

社会福祉法において、評議員会は重要事項等の議決機関、理事会は業務執行に関する意思決定機関として位置づけられていることから、評議員・理事の選任や評議員会・理事会が適正に行われていないなど経営組織のガバナンスが機能していない法人に対して、重点的な指導を実施する。

・ 監事監査等について

監事は毎年度の監査報告の他、理事会に出席して意見を述べ、必要な場合に理事会や評議員会へ報告を行うなど、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、監事の選任が適正に行われていない、また、監事による監査が機能していない法人に対して、重点的な指導を実施する。

・ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等について、法令の定めるところにより適切に定められているかについて重点的な指導を実施する。

・ 所轄庁への届出及び情報の公表について

計算書類、財産目録等については所轄庁への届出が義務付けられ、このうち定款、役員報酬等支給基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書、社会福祉充実計画（作成を要する法人のみ）については公表することとされていることから、公表されていない法人に対して指導を実施する。

なお、情報の公表に際しては、「財務諸表等電子開示システム」の利用を促進していく。

【会計管理に関わる指導】

・ 予算について

資金収支予算書が定款等に定める手続きにより編成されているか。また、その執行に当たっては予算に軽微な範囲とはいえ乖離がある場合に補正予算が定款等に定める手続きに従って編成されているかについて重点的な指導を実施する。

- ・会計処理について

社会福祉法人会計基準省令、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（課長通知）に従って会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録が作成されているか、また、決算手続きについて、理事会の承認など、必要な機関承認や報告の手続きが行われているか、加えて、内部牽制体制が十分に機能しているか、法人運営や施設運営と直接関係のない支出がないか、小口現金の残高と帳簿残高が一致しているかについて重点的な指導を実施する。

- ・管理運営体制について

経理規程が定款に定める手続きにより定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従った会計処理等の事務処理がなされているか、また、経理規程等により予算の執行や資金等の管理に関する内部牽制に配慮した体制が整備されているか、資産の管理運用は適切になされているかについて重点的な指導を実施する。

【施設運営に関わる指導】

- ・職員処遇について

職員処遇に対する取組み（就業規則・給与規程等を整備・遵守しているか、健康診断（採用時、定期）を実施しているかなど）について重点的な指導を実施する。

特に、仕事と生活の調和を実現するための制度（労働時間関係法令が遵守されているか、育児・介護休業制度が充実しているかなど）を整えているかを確認する。

- ・非常災害対策について

消防計画等の策定及び避難訓練等が行われているか。また、消防用設備等の点検及び所轄消防署への報告が定期的になされているか。さらに、その点検及び所轄消防署立入検査による指摘事項等について適切に改善されているかを確認する。

また、河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設については、当該河川氾濫等を想定した避難確保計画の作成や訓練の実施が行われているか確認する。

4. 指導監査対象法人・施設

大阪市所管の社会福祉法人（295 法人）及び社会福祉施設（242 施設）

(※内訳は別紙参照)

5. 指導監査実施期間

- (1) 一般監査（随時指導監査を除く）
令和7年7月～令和8年3月
- (2) 随時指導監査、特別監査
必要に応じて随時実施

6. 一般監査の実施の周期延長について

監査要綱第9条第4項に該当する法人については、同条第2項の規定にかかわらず、社会福祉法人指導監査実施要綱（厚生労働省通知別添）3 一般監査の実施の周期（2）ア又はイの規定に該当する法人について一般監査の実施の周期を5箇年に1回、ウの規定に該当する法人について4箇年に1回にそれぞれ延長できる。

7. 関係担当等との連携

指導監査をより効果的に実施するために、施設等の実地指導及び監査を行う担当部署（福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ、同局障がい者施策部運営指導課指定・指導グループ、こども青少年局幼保施策部幼保企画課指導・監査グループ）及び施設等を所管する事業担当部署等との連携を図るとともに、必要に応じて協力を求めることとする。